

令和元年10月以降の総合事業の単価の改正に関するQ & A
(令和元年10月10日)

問1 1月当たりの加算や減算の報酬単価は1回当たりの単価に変わるのですか。

(答)

1月当たりの加算や減算の報酬単価に変更はありません。利用回数が少なく、基本報酬が1回当たりの単価の場合でも、加算や減算は1月当たりの単価で請求してください。

例：通所介護相当サービスにおいて、事業所と同一建物に居住しており、要支援1で週1回程度（サービス提供時間5時間未満）運動器機能向上加算を算定している利用者が、月に2回サービスを利用した場合。

基本報酬		372単位×2回
運動器機能向上加算	1月につき	225単位
同一建物減算	1月につき	-376単位

問2 月の途中でサービスを開始、終了した場合や、ショートステイサービスを利用した場合の請求はどうなりますか。

(答)

利用回数が少なく基本報酬が1回当たりの単価の場合は、提供した回数分を請求してください。月の上限回数に達し、月当たりの単価になった場合は、算定対象日数分の日割り単価で請求してください。

日割りの考え方については、最終ページの「日割り請求にかかる適用」をご覧ください。

例1：通所介護相当サービスにおいて、月の途中から、要支援1で週1回程度（サービス提供時間5時間未満）のサービスを利用した場合。

<月の利用が1～3回>

372単位×1～3回

<月の利用が4回以上>

利用者との契約開始日を起算として、54単位×算定対象日数分

例 2：通所介護相当サービスにおいて、要支援 1 で週 1 回程度（サービス提供時間 5 時間未満）のサービスを利用し、月の途中でショートステイサービスを利用した場合。

<月の利用が 1 ～ 3 回>

372 単位 × 1 ～ 3 回

<月の利用が 4 回以上>

ショートステイサービスの利用日分を除いて、54 単位 × 算定対象日数分

問 3 週 1 回程度のサービスを利用している利用者が、都合によりキャンセルとなった場合、翌週に振替としてサービスを提供することは可能ですか。

（答）

可能です。振替として提供したサービスも、月の利用回数に含めることができます。

問 4 上限回数以上のサービス提供をした場合は 1 月当たりの単価となりますが、「上限回数以上」とはどのような場合を指しますか。

（答）

第 5 週目の曜日がある月に、週 1 回程度のサービス提供が 5 回や 6 回、週 2 回程度のサービス提供が 9 回や 10 回となる場合を想定します。第 5 週目の曜日のサービス提供を行わないことは、基準違反となります。

問 5 キャンセル料の考え方について教えてください。

（答）

利用回数が少なく基本報酬が 1 回当たりの単価の場合は、契約時において事業所と利用者の間で取り決められたキャンセル料を請求することが可能です。月の上限回数に達し、月当たりの単価になった場合は、キャンセル料を請求することはできません。基準違反となります。

問6 計画に位置付けた利用回数以上のサービスを、自費で提供することは可能でしょうか。

(答)

事業所が利用回数の上限を設定し、それを上回る利用について自費の負担を利用者に求めることはできません。

なお、本人の選好により、計画に位置づけられた利用回数以上のサービスを希望する場合は、自費でのサービスを提供することは可能です。

ただし、自費でのサービスを行う前に、そのサービスの内容、料金等について、利用者へ十分に説明し同意を得た上で、行ってください。

問7 同月内で複数の事業所のサービスを利用できますか。

(答)

介護予防サービスにおいては、介護予防ケアマネジメントで設定された利用者の目標の達成を図る観点から、1つの事業所において、1月を通じ、利用回数、提供時間、内容など、個々の利用者の状態や希望に応じた介護予防サービスを提供することを想定しております。

ただし、利用を希望する曜日が合わないことや、事業所それぞれの異なるサービスを希望するなど、1つの事業所では利用者の状態や希望に応じた介護予防サービスを提供することが困難である場合は、複数の事業所のサービスを利用することが可能です。

複数の事業所のサービスを組み合わせる場合でも、計画に位置づけられた区分の利用回数が上限となります。請求においても計画に位置づけられた区分の単価で請求してください。なお、1月あたりの加算や減算の報酬単価は、それぞれの事業所で算定が可能となります。

例：訪問介護相当サービスにおいて、要支援2で週2回程度のサービスを2つの事業所で提供した場合。

< 利用回数 >

A事業所、B事業所、併せて週2回程度のサービス提供

< 請求区分 >

A事業所、B事業所、それぞれ271単位(週2回程度)×月の利用回数
月の利用回数が、両事業所併せて月の上限回数(8回～)を超えた場合は月当たりの単価となり、どちらか一方の事業所が請求をしてください。介護費の分配は事業所相互の合議に委ねられます。

問8 同月内で基準緩和サービスやシニアサポート活動など、総合事業のその他のサービスを併用することは可能ですか。

(答)

併用することは可能ですが、各サービスの組み合わせにより条件がありますので、下記の表を参考にケアマネジメントを実施してください。

サービスの併用

○は併用が可能、△は利用上限があるが併用が可能なもの、×は併用が不可なものとなりますが、併用に当たってはサービスが過剰にならないよう、自立支援・重度化防止の視点をもちケアマネジメントを行ってください。

		通所型					訪問型			
		現行相当	基準緩和	シニアサポート	短期・運動 週2回	短期・運動 週1回	短期・口腔	現行相当	基準緩和	シニアサポート
通所型	現行相当	△	1	2	3	3	4			
	基準緩和	1	△	2	3	3				
	シニアサポート	2	2	△	2	2				
	短期・運動 (2回/週)	3	3	2	△					
	短期・運動 (1回/週)	3	3	2		△				
	短期・口腔	4					△			
訪問型	現行相当								5	5
	基準緩和							5	△	5
	シニアサポート							5	5	△

【通所】

1: 過剰なサービス提供にならないようサービスごとの利用上限を週1回とする。

例) 現行相当から基準緩和へ円滑に移行するために、当面現行相当と基準緩和を隔週交互に利用する。

2: サービスごとの利用上限内でサービスの併用を認めるが、本人の運動量や活動量が過剰にならないよう考慮すること。

例)・本人の活動量が多くなる場合には、シニアサポート活動における運動を見学する。
・本人の活動量や運動量を考慮し事業所を選定する。

3: 現行相当の事業所において、運動機能向上加算を算定していない場合、かつ、目標達成に向けた利用の場合のみ併用を認める。(基準緩和は目標達成に向けた利用の場合のみ併用を認める)

4: 現行相当の事業所において、口腔機能向上加算を算定していない場合は併用を認める。

【訪問】

5: 過剰なサービス提供にならないようサービスごとの利用上限を週1回(シニアサポート活動の居宅外のごみ出しは2回/週以上でも可)とする。

例)・身体介護が必要な場合は現行相当サービス、生活援助で対応できる場合はシニアサポート活動や基準緩和サービスを利用する。

・「地域とのつながり」や、「状態像の変化によるサービスの移行」等と支援の目的を明確にする。 等

～相模原市 介護予防・日常生活支援総合事業 介護予防ケアマネジメントマニュアル第4版 一部改正 10月 より抜粋～

問9 介護予防給付の介護予防通所リハビリテーションのサービスを併用することは可能ですか。

(答)

介護予防通所リハビリテーションのサービスは、医師の指示のもと、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう行うものであり、通所介護相当サービスや基準緩和通所型サービスとの併用は想定されていないとされているが、本市においては双方のサービスが必要と認められる場合は、併用することも差し支えないものとします。なお、双方のサービスが必要と認められる場合については、保険者の判断となりますので、事案が発生した場合は、市へご連絡ください。

また、地域とのつながりを重視するシニアサポート活動(通所型)は、身近な地域での定期的な通いの場としての機能を持つことから、アセスメントによる判断に基づく併用を可とします。